

IASB 情報要請「適用後レビュー IFRS 第 13 号『公正価値測定』」に対するコメント

ASBJ 専門研究員 なかくき まさゆき
中久木 雅之

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）が 2017 年 5 月に情報要請した「適用後レビュー IFRS 第 13 号『公正価値測定』」（以下「本情報要請」という。）に対して、2017 年 9 月にコメント・レターを提出している。

本情報要請の概要

IFRS 第 13 号は、①公正価値を定義し、②単一の IFRS 基準の中で公正価値測定に関する枠組みを定め、③公正価値測定に関する開示を要求するものである。2011 年 5 月に公表され、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用が開始されている。

IASB は、IFRS 第 13 号の適用開始から 3 年が経過した中で、IFRS 財団が定めたデュー・プロセスに従い IFRS 第 13 号が IASB の意図どおりに機能しているかどうかを評価する適用後レビュー（以下「本適用後レビュー」という。）を 2016 年に開始した。

IASB は、本適用後レビューの第一段階として、各種資料・文献のレビューや市場関係者とのアウトリーチによる初期評価を行った。当該評価によると、多くの市場関係者は、IFRS 第 13 号は概ね機能しているとした一方で、レベル 3 の公正価値測定の開示情報の有用性及び作成負担などの具体的な課題も挙げられた。本情報要請は、本適用後レビューの第二段階として、第一段階で検討すべき課題とされた論点についてコメントを募集するものである。

IASB は、本情報要請を通じて受領したコメントについて、2017 年中に検討を開始し、最終的には発見事項について対処すべきステップを記載したフィードバック・ステートメントを公表するとしている。また、発見事項の重要性によっては、ガイダンス等の開発や IFRS 第 13 号の改訂の可能性があるとしている。

コメント・レターの概要

当委員会は、日本の市場関係者のコメントを伝達するものとして本情報要請に対するコメント・レターを作成した。作成にあたっては、IFRS 第 13 号の経験に関するフィードバックを得るために、利用者、作成者、監査人に対してアウトリーチを行った。フィードバックにおける特に主要な論点は、(1)レベル 3 の公正価値測定の開示情報の有用性と(2)開示情報の作成コストであった。

(1) レベル 3 の公正価値測定の開示情報の有用性

利用者は、レベル 3 の公正価値測定の開示を参考としていたものの、重きの置き方は開示項目や利用者により異なっており、一部の開示情報の有用性は限定的とされた。また、作成者は、レベル 3 の公正価値測定の開示の目的が明白でないほか、当該開示を経営情報に用いていないとして、全

一般的に、レベル3の公正価値測定の開示の有用性を疑問視していた。

特に、「期首残高から期末残高への調整表」(IFRS第13号第93項(e))については、利用者は分析の参考としていたものの、作成コストが問題となるのであれば、大まかな区分のみの表示による内訳の省略が可能との見解を示した利用者や、期中の変動要因の情報は不要と回答した利用者がいた。また、作成者は、当該情報を経営情報として利用していない等の理由から有用性を疑問視していた。

(2) 開示情報の作成コスト

作成者から、作成コストが最も掛かるのは「期首残高から期末残高への調整表」であるとの共通の見解が聞かれた。その理由として、①公正価値ヒエラルキーの分類は決算日に事後的に判定されるため、作業負荷を期中に分散することが難しい点、②当該情報はリスク管理等の他の用途に使用できず、費用対効果が低い点、③情報の取得や整理において自動化のハードルが高い点が挙げられた。